

●香川県告示第298号

平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金及び支払命令金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、平成20年7月1日から施行し、改正後の規定は、同月分以後に係る費用徴収について適用する。

平成20年7月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線に示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>1 療育の給付に要する費用の徴収基準 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第20条</u>に規定する療育の給付に要する費用について、本人又は扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収する費用の額は、当該措置児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じ、別表第1により算定した額とする。</p>				<p>1 療育の給付に要する費用の徴収基準 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第21条の9</u>に規定する療育の給付に要する費用について、本人又は扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収する費用の額は、当該措置児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じ、別表第1により算定した額とする。</p>			
<p>3 小児慢性特定疾患医療の給付に要する費用の支払命令基準 <u>法第21条の5</u>に規定する医療の給付に要する費用について、納入義務者に対して、当該医療の給付を行うことを委託した医療機関に支払うべき旨を命ずる費用の額は、当該措置児童（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第23条の2に規定する者を含む。）の属する世帯の生計中心者の前年分の所得税額等に応じ、別表第4により算定した額とする。ただし、別に定める小児慢性特定疾患重症患者認定基準に該当する者として認定を受けた者及び血友病患者については、この限りでない。</p>				<p>3 小児慢性特定疾患医療の給付に要する費用の支払命令基準 <u>法第21条の9の6</u>に規定する医療の給付に要する費用について、納入義務者に対して、当該医療の給付を行うことを委託した医療機関に支払うべき旨を命ずる費用の額は、当該措置児童（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第23条の2に規定する者を含む。）の属する世帯の生計中心者の前年分の所得税額等に応じ、別表第4により算定した額とする。ただし、別に定める小児慢性特定疾患重症患者認定基準に該当する者として認定を受けた者及び血友病患者については、この限りでない。</p>			
別表第1（1 関係）				別表第1（1、3 関係）			
費用徴収基準				費用徴収・支払命令基準			
税額等による階層区分		療育の給付		税額等による階層区分		療育の給付	
		徴収基準額（月額）	加算基準額（月額）			徴収・支払命令基準額（月額）	加算基準額（月額）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0

B	略			
C 1	A階層及びD階層を除き、当該	均等割の額のみ	4,500	450
C 2	年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	5,800	580
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の	2,400円以下	6,900	690
D 2	の所得税課税世帯であって、その	2,401～4,800円	7,600	760
D 3	所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,801～8,400円	8,500	850
D 4		8,401～12,000円	9,400	940
D 5		12,001～16,200円	11,000	1,100
D 6		16,201～21,000円	12,500	1,250
D 7		21,001～46,200円	16,200	1,620
D 8		46,201～60,000円	18,700	1,870
D 9		60,001～78,000円	23,100	2,310
D 10		78,001～100,500円	27,500	2,750
D 11		100,501～190,000円	35,700	3,570
D 12		190,001～299,500円	44,000	4,400
D 13		299,501～831,900円	52,300	5,230
D 14		831,901～1,467,000円	80,700	8,070
D 15		1,467,001～1,632,000円	85,000	8,500
D 16		1,632,001～2,302,900円	102,900	10,290
D 17		2,302,901～3,117,000円	122,500	12,250
D 18		3,117,001～4,173,000円	143,800	14,380
D 19		4,173,001円以上	全額	左の基準額の10%ただし、その額が17,120円に満たな

B	略			
C 1	A階層及びD階層を除き、当該	均等割の額のみ	4,500	450
C 2	年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯	5,800	580
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の	4,800円以下	6,900	690
D 2	の所得税課税世帯であって、その	4,801～9,600円	7,600	760
D 3	所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,601～16,800円	8,500	850
D 4		16,801～24,000円	9,400	940
D 5		24,001～32,400円	11,000	1,100
D 6		32,401～42,000円	12,500	1,250
D 7		42,001～92,400円	16,200	1,620
D 8		92,401～120,000円	18,700	1,870
D 9		120,001～156,000円	23,100	2,310
D 10		156,001～198,000円	27,500	2,750
D 11		198,001～287,500円	35,700	3,570
D 12		287,501～397,000円	44,000	4,400
D 13		397,001～929,400円	52,300	5,230
D 14		929,401～1,500,000円	80,700	8,070
D 15		1,500,001～1,650,000円	85,000	8,500
D 16		1,650,001～2,260,000円	102,900	10,290
D 17		2,260,001～3,000,000円	122,500	12,250
D 18		3,000,001～3,960,000円	143,800	14,380
D 19		3,960,001円以上	全額	左の基準額の10%ただし、その額が17,120円に満たな

			い場合は 17,120円
--	--	--	-----------------

備考

1 徴収する費用の額の決定の特例

(1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準額によりそれぞれ算定するものとする。

(2) 入院期間が、1カ月未満のものについては、徴収基準額又は加算基準額につき、さらに日割計算によって決定する。(ただし、D19階層を除く。)

$$\frac{\text{徴収基準額又は加算基準額}}{\text{加算基準額}} \times \frac{\text{その月の入院(通院)期間}}{\text{その月の実日数}}$$

(3) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(4) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収する費用の額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収する費用の額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の1単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直

			い場合は 17,120円
--	--	--	-----------------

備考

1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）及びそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税を計算する場合には、所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7並びに同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付をいう。まず、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無、生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援については支援給付を受けている事実をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) この表の適用時期

毎年度のこの表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱う

2 この表のD1～D19階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）

附則第12条

ものとする。

3 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用について、知事の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた残りの額をいう。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをすることができる。

3 この表の「全額」とは、当該措置児童の措置に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から社会保険各法及び結核予防法（昭和26年法律第96号）による負担額を差し引いた残りの額をいう。

4 徴収する費用の額又は支払うべき旨を命ずる費用の額（以下「徴収額等」という。）は、月額により決定するものとし、月の途中で療育の給付が開始され、又は終了した場合の徴収額等は、次の算式により算定した額（10円未満の端数が生じた場合は、切捨て）とする。

$$\frac{\text{徴収・支払命令基準額 又は加算基準額}}{\times} \frac{\text{当該月の給付期間}}{\text{当該月の実日数}}$$

5 同一世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受けている場合は、当該月の徴収・支払命令基準額の最も多額な児童以外の児童については、加算基準額により算定するものとする。

6 この表にかかわらず、徴収額等の上限は当該措置に要した費用の額とする。

別表第2（2の1）関係

費用徴収基準

税額等による階層区分		徴収基準額（月額）	
		入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部及び情緒障害児短期治療施設通所部
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の	0円	0円

別表第2（2の1）関係

費用徴収基準

税額等による階層区分		徴収基準額（月額）	
		入所施設	知的障害児通園施設難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び母子生活支援施設
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯単給世帯を含む。）	0円	0円

支援に関する法律による支援 給付受給世帯				
B 略				
C 1	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯である、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみの世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	2,200
C 2	課税世帯である、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	6,600	3,300
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯である、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000	4,500
D 2		15,001～ 40,000	13,500	6,700
D 3		40,001～ 70,000	18,700	9,300
D 4		70,001～ 183,000	29,000	14,500
D 5		183,001～ 403,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	20,600
D 6		403,001～ 703,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100

B 略				
C 1	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯である、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみの世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	2,200
C 2	課税世帯である、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯	6,600	3,300
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯である、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	30,000円以下	9,000	4,500
D 2		30,001～ 80,000	13,500	6,700
D 3		80,001～ 140,000	18,700	9,300
D 4		140,001～ 280,000	29,000	14,500
D 5		280,001～ 500,000	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。	20,600
D 6		500,001～ 800,000	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。

		54,200円とする。)円とする。)	
D 7	703,001～ 1,078,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 8	1,078,001～ 1,632,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D 9	1,632,001～ 2,303,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D10	2,303,001～ 3,117,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)

D 7	800,001～ 1,160,000	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。
D 8	1,160,001～ 1,650,000	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。
D 9	1,650,001～ 2,260,000	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。
D10	2,260,001～ 3,000,000	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。

D11	3,117,001～ 4,173,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。）
D12	4,173,001～ 5,334,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。）
D13	5,334,001～ 6,674,000	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。）
D14	6,674,001円 以上	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収）

備考

1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する

D11	3,000,001～ 3,960,000	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。
D12	3,960,001～ 5,030,000	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。
D13	5,030,001～ 6,270,000	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。
D14	6,270,001円 以上	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額

備考

1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割



場合には、同法第314条の7並びに同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条

3～5 略

6 略

- (1) 略
- (2) 母子世帯等(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。)
- (3)・(4) 略

7 同一世帯から2人以上の児童等が、同時にこの表の適用を受けている場合は、当該月の徴収基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、当該施設のこの表の徴収基準額(5の適用後の徴収基準額を含む。)に0.1を乗じて得た額を当該児童等の徴収する費用の額とする。

ただし、平成19年12月1日以降において、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービ

(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD1～14階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

3～5 略

6 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合は、この表にかかわらず、当該世帯に係る徴収する費用の額は0円とする。

- (1) 略
- (2) 母子世帯等(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯をいう。)
- (3)・(4) 略

7 同一世帯から2人以上の児童等が、同時にこの表の適用を受けている場合は、当該月の徴収基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、当該施設のこの表の徴収基準額(5の適用後の徴収基準額を含む。)に0.1を乗じて得た額を当該児童等の徴収する費用の額とする。

ただし、平成19年12月1日以降において、児童の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「児童入所施

スを利用している場合、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「児童入所施設に係る徴収基準額+児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくはこの表に定める児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収する費用の額は0円とする。なお、ここでいう「児童入所施設」とは児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設及び里親をいう。

8 里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る費用徴収は次の算式により日額を徴収する。

算式

$$\frac{\text{徴収基準額}}{\text{その月の開所日数}} \times \text{その月の通所した日数}$$

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。また「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

9 (1) 法第22条に規定する助産の実施は、当該妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア 当該妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合は、この限りでない。

イ 略

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、当該出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収基準額に加えるものとする

設に係る徴収基準額+児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくはこの表に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収する費用の額は0円とする。なお、ここでいう「児童入所施設」とは児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、里親をいう。

8 (1) 法第22条に規定する助産の実施は、当該妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア 当該妊産婦の属する世帯の階層区分がD1～D14階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD1階層のうち所得税の額が16,800円までの場合は、この限りでない。

イ 略

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、当該出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D1階層のうち所得税の額が16,800円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る徴収する費用の額とみなす。

10 略

別表第3 (2の(2)関係)

入所者費用徴収基準

対象収入等による階層区分		費用徴収月額	
		肢体不自由児療護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、重症心身障害児施設	
1	生活保護法による被保護者（単給を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者	0円	
略			

備考 略

別表第4 (3関係)

支払命令基準

税額等による階層区分	支払命令基準額（月額）	
	入院	外来
生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
生計中心者の前年の所得税が非課	2,200	1,100

なお、この表の徴収基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る徴収する費用の額とみなす。

9 略

別表第3 (2の(2)関係)

入所者費用徴収基準

対象収入等による階層区分		費用徴収月額	
		肢体不自由児療護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、重症心身障害児施設	
1	生活保護法による被保護者（単給を含む。）	0円	
略			

備考 略

別表第4 (4関係)

支払命令基準

税額等による階層区分	支払命令基準額（月額）	
	入院	外来
生活保護法による被保護世帯	円 0	円 0
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
生計中心者の前年の所得税が非課	2,200	1,100

税の場合		
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400	1,700
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200	2,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500	2,750
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300	4,650
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500	5,750

備考

- 1 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。
- 2 この表の「所得税課税年額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。  
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
  - (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
  - (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項
  - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条
- 3 略
- 4 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをすることができる。
- 5・6 略

税の場合		
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	3,400	1,700
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合	4,200	2,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合	5,500	2,750
生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合	9,300	4,650
生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合	11,500	5,750

備考

- 1 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法（昭和25年法律第226号）第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。
- 2 略
- 3 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。
- 4・5 略
- 6 所得税の額の計算は、別表第1備考2の規定を準用する。

7 この表にかかわらず、支払額の上限は当該措置に要した費用の額とする。